

日の出公園施設(日の出公園・日の出公園オートキャンプ場 ・上富良野町営スキーリフト)指定管理者募集要項

上富良野町

地方自治法第244条の2及び上富良野町都市公園条例第13条の2並びに上富良野町営スキーリフトの設置及び管理に関する条例第10条の規定により、次の施設の指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者制度の趣旨

平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を図るため、指定管理者制度が導入されました。

これまでは、地方自治法で規定された団体にしか委託できませんでしたが、法律の改正により地方公共団体の出資法人や公共団体に限らず、民間企業や各種法人、その他の団体も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができるようになりました。

上富良野町では日の出公園・日の出公園オートキャンプ場・上富良野町営スキーリフト(以下「日の出公園施設」という。)の指定管理者の指定にあたり、広く事業者を募集し、運営管理と住民サービスの向上及び経費の節減について、創意工夫のある提案を募集します。

【根拠法令抜粋】

地方自治法第244条の2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(事項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入とし收受させることができる。

上富良野町都市公園条例第13条の2

(指定管理者による管理の代行等)

第13条の2 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる公園及び有料公園施設(以下この章において「指定公園施設」という。)の管理運営を法人その他の団体であつて町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

上富良野町営スキーリフトの設置及び管理に関する条例第10条

(指定管理者による管理の代行等)

第10条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、スキーリフトの管理を法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 施設の名称及び位置

施設の名称	日の出公園施設
施設の所在地	空知郡上富良野町東1線北27号
施設の概要	施設：日の出公園、日の出公園オートキャンプ場、 上富良野町営スキーリフト 1. 日の出公園施設指定管理業務共通仕様書のとおり 2. 施設の見取図：資料1のとおり

3 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで（予定 決議事項）

4 申請資格

- (1) 町内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を伴う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 国税及び地方税を滞納している者
 - キ 上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例（平成18年上富良野町条例第19号。以下「行政サービス制限条例」という。）に基づく町税等を滞納している者。ただし、特例措置を受けている者を除く。
- (3) 施設の管理運営能力を有する者であること。

5 申請書類

(1) 申請書：指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）

(2) 添付書類

ア 申請資格を有していることを証する書類

申請資格		書類の内容
4(1)、(3)	法人の場合	・法人登記簿の謄本 ・団体の定款又は寄付行為の写し
	非法人の場合	・団体の規約
4(2)ア、イ	法人の場合	不要
	非法人の場合	・代表者の身分証明書(市町村長発行のもの)
4(2)ウ、エ、オ		・4(2)ウ、エ、オに該当しない旨の申立書
4(2)カ	納税義務がある場合	・納税証明書 (この要項の配付日以降に交付されたもの)
	納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書 (別記様式第1号の2)
4(2)キ		行政サービス制限条例第7条に規定する申請者等に係る納税状況の確認に同意する書類 (別記様式第1号の3)

イ 業務計画書（附属様式第1号）

任意の様式でも提出できます。指定期間における年度別業務が把握できる書類を提出して下さい。

ウ 管理運営に関する収支計画書（附属様式第2号）

任意の様式でも提出できます。指定期間における年度別収支を合計収支が把握できる書類を提出して下さい。

エ 団体の経営状況を説明する書類

前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（若しくはこれらに類する団体の経営状況を証する書類）

オ その他

- ・ ISO9000S 及び ISO14000S を取得している団体は、その登録証の写し
- ・ この要綱の11(5)に定める資格等を証明する書類の写し

6 申請書類の受付期間及び提出先

(1) 申請期間：平成20年10月10日（金）から平成20年11月10日（月）

(2) 受付時間：週休日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時30分まで

(3) 提出先：上富良野町役場 総務課総務班

上富良野町大町2丁目2番11号

電話 0167-45-6400

(4) 提出方法：持参提出とする。

(5) 提出部数：正本1部、副本5部の6部とする。

7 選定基準

指定管理者の選定は、以下の基準に基づき、申請書類等により指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者としての候補者を選定します。

- (1) 公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 業務計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであり、施設の性質及び事業の内容に合致したものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

8 選定結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果は、申請書類を提出した全ての団体に、文書にて通知します。

9 指定管理者の決定

指定管理者の候補者に選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を上富良野町議会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。上富良野町議会への提案は、12月定例会を予定しています。

10 協定の締結

指定された団体と、施設の管理運営について細目の協議を行い、協定を締結します。

11 管理の基準

(日の出公園施設の適正な管理のため必要不可欠な業務運営の基本的事項)

- (1) 管理運営期間及び営業時間等 日の出公園施設指定管理業務仕様書による。
- (2) 利用制限及び行為の制限について
上富良野町都市公園条例第3条から6条の規定及び上富良野町営スキーリフトの設置及び管理に関する条例第5条の規定に基づき行なうこと。
- (3) 利用料金
ア 地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。
イ 利用料金は、上富良野町都市公園条例第13条の4の規定及び上富良野町営スキーリフトの設置及び管理に関する条例第12条の規定に基づき収受するものとする。
- (4) 施設管理に伴う人員の確保及び資格等
ア 受付事務及び施設の管理運営が安全に行われるために必要な職員等を配置すること。
イ 施設の管理については、防火管理者の届出を必要とするため、その資格を有する者を配置すること。
ウ 利用者等の事故など、緊急時に対応するため「救急救命講習会」を受講した証を有

する者を配置する。

(5) 上富良野町情報公開条例の適用

指定管理者は、上富良野町情報公開条例第29条の2の規定により、日の出公園施設の管理運営に関する情報の公開に努力義務が課せられます。

(6) 上富良野町個人情報保護条例の適用

指定管理者は、上富良野町個人情報保護条例第10条及び第45条の2の規定により、日の出公園施設の管理運営を行うにあたって保有する個人情報の取扱いに関して、適正な取扱い義務が課せられます。

(7) 上富良野町行政手続条例の適用

指定管理者は、上富良野町行政手続条例第2条第4号の「行政庁」に該当すると解されるため、使用承認等は同条例の定めに従って行うことになります。

12 指定管理者が行う管理業務

(1) 上富良野町都市公園条例第13条の3並びに上富良野町営スキーリフトの設置及び管理に関する条例第11条に規定される業務の実施に関すること。

ア 日の出公園施設の利用の許可等に関する業務

利用の許可、利用の許可の取り消し、又は使用の停止等の措置

イ 日の出公園施設の利用料金の徴収に関する業務

利用料金の收受、管理

ウ 日の出公園施設及び設備の維持管理に関する業務

利用者が快適かつ安全に利用できるようにするための施設の維持修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生環境の確保、火災・盗難などの事故・事件の予防等の施設の維持及び管理

エ 上記業務に付随する業務

(2) その他「日の出公園施設指定管理業務仕様書」のとおり

13 日程

(1) 募集の公告

平成20年10月10日(金)

(2) 募集要項の配布期間

平成20年10月10日(金)から平成20年10月24日(金)まで

(3) 募集要項に関する質問書の受付期間

平成20年10月10日(金)から平成20年10月24日(金)まで
回答については、応募者説明会の時に行います。

(4) 応募者説明会

平成20年10月29日(水)午後1時から、上富良野町役場 3階第2会議室
上記の応募説明会終了後に、現地説明会を行います。

- (5) 申請書提出期限
平成 2 0 年 1 1 月 1 0 日 (月) 午後 5 時 3 0 分まで
- (6) 指定管理者の候補者の決定
平成 2 0 年 1 1 月下旬を予定
- (7) 指定管理者の決定
平成 2 0 年 1 2 月中旬を予定 (上富良野町議会の議決により決定)

14 添付資料

- (1) 申請書類等の様式 (別記様式第 1 号・第 1 号の 2・第 1 号の 3・附属様式第 1 号・第 2 号)
- (2) 日の出公園全体図及び施設図 (資料 1)
- (3) 日の出公園キャンプ場及び上富良野町営スキーリフト利用実績 (資料 2)
- (4) 日の出公園決算報告書及び光熱費使用一覧表 (資料 3)
- (5) 日の出公園施設管理運営に係る経費項目及び修理計画書 (資料 4)
- (6) 日の出公園施設指定管理業務仕様書 (資料 5)
- (7) 上富良野町都市公園条例及び上富良野町営スキーリフトの設置及び管理に関する条例 (資料 6)

15 その他

- (1) 申請に係る費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- (2) 提出後の申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則認められません。
- (3) 必要に応じて、申請者から申請書類の内容について、聴き取り調査を行います。
- (4) 申請書類及び選定結果については、公表する場合があります。

16 問合せ先

- (1) 申請手続き等に関する事項

6 (3) に同じ

- (2) 施設の管理運営等に関する事項

日の出公園に関する問い合わせ先

上富良野町役場 建設水道課建設班

電 話: 0 1 6 7 - 4 5 - 6 9 8 1

FAX : 0 1 6 7 - 4 5 - 5 3 6 2

Mall : kensui@town.kamifurano.lg.jp

スキーリフトに関する問い合わせ先

上富良野町教育委員会 教育振興課社会教育班

社会教育総合センター

電 話 : 0 1 6 7 - 4 5 - 5 5 1 1

FAX : 0 1 6 7 - 4 5 - 3 1 0 0

Mall : kyoshin@town.kamifurano.lg.jp